

## 2. 著作権を取得するためには

例えば特許権を取得するためには特許庁に申請して、その審査を経た上で登録を受ける必要があることはよくご存知のことと思います。しかし、著作権の場合は、著作物を創作した時点で何等の手続きを要せず権利が発生し、法的保護の対象となります。これを「無方式主義」と呼んでいます。

著作権法を所管している文化庁でも登録事務を行っていますが、これは権利を取得するための制度ではなく、権利者の保護をより手厚くしたり、著作権の譲渡の際に権利関係を明確にしておくためのものです。

著作権登録機関などの名称で民間の機関などが、手数料を支払えば著作権を保護するための登録を行う旨の宣伝をしているという話も聞きますが、どのような内容のものなのか慎重に検討する必要があります。また、消費者教育の観点からも、児童・生徒に適切な指導を行うことが大切です。